

福岡市博物館リニューアル事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答（令和7年8月15日修正）

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答	修正回答 (令和7年8月15日)
113	要求水準書	41	V	3	(2)				収蔵資料の破損が万が一発生した場合、梱包時、移動時、開梱時のいずれの段階の破損か特定できない可能性があるかと存じます。破損時のリスク分担について、考え方を教えてください。	収蔵資料の移転は、移動前の養生から開梱まで事業者がすべて実施するため、事業者の責めに帰すべき事由により展示品等の破損が生じた場合は、いずれの段階の破損であるかにかかわらず、事業者がその責任を負うものと考えています。 なお、市が付保予定の動産総合保険で下記のケースでの偶然な事故をカバーできることを保険会社に確認済みです。 ①常設展示室から収蔵庫への資料移動の事故 ②収蔵庫内で移動前の養生作業中や収蔵庫内で開梱作業中の事故 ③収蔵庫から収蔵庫への移動中の事故	要求水準書V・3・（2）に記載の条件（「資料を確実かつ安全に移転させるため、当業務は美術品の梱包・輸送等に関する知識・経験を十分に有するものが実施すること。」）を満たした状況にもかかわらず、当該業務の実施過程で展示品等の盗難・破損等の損害が認められた場合は、事業者の故意又は重大な過失がある場合を除き、いずれの段階の損害であっても、市は事業者に対して責任を問いません。
114	要求水準書	18	I	11	(3)				収蔵品・什器を移設中、仮に事業者が破損等させた場合も動産総合保険が適用されるか？	113番の回答をご参照ください。	状況に応じて、判断します。
152	要求水準書	54	VI	7	(1)	③	ア		「事業期間中に市と事業者が協議し、DX等の技術を活用した警備方法の導入により、下表に示す人員数での有人警備と同等の警備業務が履行できると市が認めた場合には、この限りではない」と記載されていますが、事業期間中のみならず入札時の提案時において市が認めてもらうことは可能でしょうか。 本事業はPFIであることから、性能発注でありPFI事業者等との連携や警備システムとのバランスによって警備の配置人員を検討すべきことから提案時にも認めてもらいたいと考えております。	原案のとおりとします。 当面は、要求水準書に示すとおりの数の人員を配置することを前提としてください。	DX等の技術を活用した警備方法の導入等により、要求水準で示す人員数での有人警備と同等の警備業務の計画を、入札時の事業提案書において提案することは可とします。